

## 声明

1. 本日、金沢地方裁判所は、中国人強制連行事件につき、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

2. この訴訟においては、被告国は原告らの主張に対する認否すら行わないという極めて不誠実な態度に終始したが、原告らは、強制連行された原告ら本人の尋問や強制労働の現場である七尾での検証などを通じて、強制連行・強制労働の事実を明らかにしてきた。

3. 本日の判決は、第二次世界大戦中の国による原告ら中国人に対する強制連行の事実及び日本に連行された原告ら中国人に対する七尾海陸運送株式会社による強制労働の事実を全て認めた点は、一応の評価ができる。

判決は被告会社のみならず被告国の安全配慮義務違反を明確に認めたものの、最高裁判決に追随し重大な人権侵害を救済する国際社会の潮流に反し、結果として国際的にも批判されている強制連行・強制労働の事実を容認する結論にいたったことは、極めて不当であり到底容認できるものではない。

4. 終戦後 60 年以上経過し、当時青年だった原告らもすでに 80 歳を超えているが、日本に連行され非人間的な環境で強制的に労働させられた痛ましい事実原告らは今も苛まれている。この間、日本政府や七尾海陸運送株式会社から原告らに対する一言の謝罪もない。人権擁護の砦としての裁判所は、事実を認定するに止まらず原告らに対する重大な人権侵害を現実的に救済する使命があるにもかかわらず、今回の判決はかかる裁判所の人権救済の使命を事実上放棄したに等しいものというべきで、その意味でも不当なものである。

よって、原告団及び弁護団は最終的な目的である被告らによる謝罪・損害賠償という目的が実現されるまで、控訴して闘いぬく決意である。

2008 年 10 月 31 日

原告団及び弁護団